

女性差別撤廃委員会（CEDAW）第 44 会期 第 6 次日本報告審議総括所見
日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク（JNNC）訳

CEDAW/C/JPN/CO/6

配付：一般

2009 年 8 月 7 日 原文：英語

女性差別撤廃委員会第 44 会期
2009 年 7 月 20 日～8 月 7 日

女性差別撤廃委員会総括所見

日本

1. 委員会は、7 月 23 日、第 890 回及び 891 回会合において、日本の第 6 次定期報告（CEDAW/JPC/6）を審議した（CEDAW/C/SR.890 及び 891 参照）。委員会の質問事項リストは CEDAW/C/JPN/Q/6 に、日本政府の回答は CEDAW/C/JPN/Q/6/Add.1 に掲載されている。

序論

2. 委員会は、提出期限を過ぎていたものの、委員会の報告書作成ガイドラインに沿った内容の第 6 次報告が提出されたことについて、締約国に感謝の意を表す。また、会期前作業部会の質問事項に対する締約国の文書回答に感謝するとともに、口頭報告と追加説明に感謝の意を表す。委員会は、締約国の報告対象期間後に、女性の権利によい影響を与える数々の法律、政策及びプログラムの変化があったことに留意する。

3. 委員会は、参議院議員を団長とする各府省代表団について締約国を称賛するとともに、委員会の報告プロセスに対する強い関心を示す、数多くの国内 NGO の出席に感謝する。

4. 委員会は、代表団と委員会委員との間で、率直で開かれた建設的な対話をもたれたことに感謝する。

5. 委員会は、条約の実施において、人権 NGO 及び女性 NGO が果たした積極的な貢献について締約国が認識していることを歓迎する。

肯定的側面

6. 委員会は、2003 年の第 4 次・第 5 次定期報告 (CEDAW/C/JPN/4 及び CEDAW/C/JPN/5) の審議以降、女性に対する差別の撤廃、ジェンダー平等の促進、及び締約国の条約上の義務遵守を目的として、締約国が数多くの法律及び法規定の制定及び改正を行ったことを評価し留意する。特に、父親による認知が出生の前か後かにかかわらず、日本人の父親と外国人の母親の婚姻外で生まれた子どもが日本国籍を取得できることとした、国籍法第 3 条第 1 項に含まれる家父長制を廃止する民法改正を歓迎する。この改正は、子の国籍に関する男女同等の権利を確保するものでもある。

7. 委員会は、2005 年 10 月に少子化・男女共同参画担当大臣が任命されたこと、及び 2005 年 12 月に、2020 年までの長期的な施策の方向性とジェンダー平等の具体的実現に向け 12 の重点分野を掲げた包括的な「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されたことを賞賛する。

8. 委員会は、2004 年 4 月の「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の設置及び 2004 年 12 月の「人身取引対策行動計画」の策定を歓迎する。

9. 委員会は、2006 年の「障害者自立支援法」の施行、及び障害者の雇用施策を拡大・強化する「改正障害者雇用促進法」（2008）による障害をもつ女性に対する締約国の支援を歓迎する。

10. 委員会は、締約国の妊産婦死亡率が継続的に低下し、日本が世界で最も妊産婦死亡率の低い国のひとつとなっていることを歓迎する。

11. 委員会は、高齢者虐待防止策の促進と介護者への支援提供を目的とする「高齢者虐待防止法」が 2006 年に制定されたことを評価し留意する。

12. 委員会は、締約国が開発協力プログラムにジェンダーの側面を組み入れ、その枠組みの中で女性の人権を促進していることを評価する。

主要な懸念事項及び勧告

13. 委員会は、締約国が、体系的かつ継続的に本条約のすべての条項を実施する義務を負っていることを想起し、今回の総括所見における懸念事項及び勧告を、締約国の次回の報

告までの間の優先課題と考える。したがって、委員会は、締約国が実施活動においてこれらの領域に重点を置き、とられた行動及び達成された成果を次回報告において報告するよう強く要請する。委員会は、総括所見の完全な実施を確保するため、すべての関係省庁、国会及び司法当局に総括所見を提供するよう締約国にもとめる。

国会

14. 委員会は、締約国の本条約上の義務を実施する第一義的な責任、特に説明責任が政府にあることを再確認する一方で、本条約が政府のすべての部門に拘束力を有することを強調し、総括所見の実施及び本条約にもとづく政府の次回報告プロセスに関し、適当な場合には、手続きに従って必要な措置を取るよう国会にはたらきかけることを締約国にもとめる。

前回の総括所見

15. 締約国の第4次・第5次定期報告 (CEDAW/C/JPN/4 及びCEDAW/C/JPN/5) の審議後に委員会が表明した懸念事項や勧告の一部へのとりくみが不十分であることは遺憾である。委員会は、とりわけ、本条約に沿った差別の定義の欠如、民法における差別的規定、本条約の認知度、労働市場における女性の状況と女性が直面する賃金差別、及び選挙で選ばれるハイレベルの機関への女性の参加が低いことへのとりくみが行われていないことに留意する。

16. 委員会は、今回の総括所見における懸念事項及び未だ実施されていない前回の勧告に全力でとりくむこと、ならびに次回報告においてその実施状況を報告することを、締約国に強く要請する。

差別的な法規定

17. 委員会は、前回の総括所見における勧告にもかかわらず、民法における婚姻最低年齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、及び夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する。さらに、委員会は、戸籍制度及び相続に関する規定によって婚外子が依然として差別を受けていることについて懸念を有する。委員会は、締約国が、差別的な法規定の撤廃が進んでいないことを弁明するために世論調査を用いていることに、懸念をもって留意する。

18. 委員会は、男女共に婚姻最低年齢を18歳に設定すること、女性のみ課せられている6カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう、締約国に強く要請する。さらに、婚外子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう、締約国に強く要請する。

委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であるのだから、本条約の規定に沿って国内法を整備するという義務にもとづくべきであることを指摘する。

本条約の法的地位と認知度

19. 委員会は、本条約が、拘束力のある人権関連文書として、また締約国における女性に対するあらゆる形態の差別撤廃及び女性の地位向上の基盤として重視されていないことについて、懸念を有する。これに関して、委員会は、日本国憲法第98条2項に、批准・公布された条約が日本の国内法の一部として法的効力を有する旨が明記されていることに留意する一方、本条約の規定は自動執行性がなく、法的審理に直接適用されないことに懸念を有する。

20. 委員会は、女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ広範で法的拘束力を有する国際文書として本条約を認識するよう、締約国に強く要請する。委員会は、本条約が国内法体制において完全に適用可能となること、また、適切な場合には制裁措置の導入等も通じて本条約の規定が国内法に完全に取り入れられることを確保するために、即時に措置を講じることを、締約国に強く要請する。委員会はまた、本条約の精神、目的及び規定が十分に認識され、裁判において活用されるように、締約国が本条約及び委員会の一般勧告に対する裁判官、検察官、弁護士意識啓発のとりくみを強めることを勧告する。委員会はさらに、本条約及びジェンダー平等に関する公務員の認識をさらに向上させ、能力開発プログラムを提供するための措置を講じるよう、締約国に勧告する。委員会は、締約国が選択議定書の批准を引き続き検討することを繰り返し勧告するとともに、選択議定書にもとづいたメカニズムは、司法による本条約の直接適用を強化し、女性に対する差別への理解を促すという委員会の強い確信を改めて表明する。

差別の定義

21. 委員会は、憲法では男女平等の原則が正式に定められていることに留意する一方、本条約が直接かつ明確に国内法に取り込まれていないこと、及び本条約第1条に従った女性に対する差別の具体的な定義が国内法に欠けていることに、依然として懸念を有する。2006年に改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、「雇用機会均等法」と称する）に本条約第1条に従った定義が盛り込まれず、狭く定義した間接差別を採用したことは、遺憾である。委員会は、公私両領域における直接・間接の差別を含む女性に対する差別を定義する具体的な規定の欠如は、締約国における本条約の完全な適用の障害となることを想起する。

22. 委員会は、本条約及び本条約第1条に記載された女性に対する差別の定義を国内法に

完全に取り入れるために緊急の措置を講じ、次回報告においてこの点に関する進捗状況を報告することを締約国にもとめる。

国内人権機関

23. 委員会は、前回の総括所見における勧告にもかかわらず、また他の条約機関からも強調されているとおり、「国内人権機関の地位に関する原則」（国連総会決議48/134 附属文書を参照のこと）に従った、女性の人権の保護及び促進を含む幅広い権限を有する独立した国内人権機関がいまだに設立されていないことに遺憾の意を表す。

24. 委員会は、人権理事会の普遍的定期審査の締めくくりにおいて日本が提示した回答を踏まえ（A/HRC/8/44/Add.1, 1(a) 項参照）、ジェンダー平等に関する問題についての権能を有し、上記「原則」に沿った独立の国内人権機関を明確な期限を定めて設置するよう、勧告する。

女性の地位向上のための国内本部機構

25. 委員会は、2005年10月に少子化・男女共同参画担当大臣が任命されたことを歓迎するが、ジェンダー平等のための国内本部機構の事務局である内閣府男女共同参画局が、その機能を遂行するための権限と応分の財源が不足していることに懸念を有する。また、男女共同参画基本計画（第2次）によって達成された成果に関する情報が報告に盛り込まれていないことに、遺憾の意を表す。

26. 委員会は、締約国が、さまざまな部門、特に少子化・男女共同参画担当大臣と男女共同参画局との間の権限や責任の明確化と調整の強化、及び財源や人材の提供を通じて、女性の地位向上のための国内本部機構をさらに強化することを勧告する。委員会は、さらに、本条約を第3次男女共同参画基本計画の策定における法的枠組みとして活用すること、及び設定目標の達成に向けた進捗状況を定期的に評価するために監視メカニズムを導入することを勧告する。

暫定的特別措置

27. 委員会は、締約国において、特に職場での女性及び女性の政治的・公的活動への参加に関して、事実上のジェンダー平等を促進、又は女性の権利の享受を向上させるための暫定的特別措置がとられていないことに、遺憾の意を持って留意する。

28. 委員会は、本条約第4条1項及び委員会の一般勧告第25号にしたがって、学界の女性含め女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参加に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定の地位への女性の参加を引き上げるための数値目標とスケジュー

ールをもった暫定的特別措置を採用するよう、締約国に要請する。

ステレオタイプ（訳注：固定的性別役割分担意識）

29. 委員会は、締約国において、男女間の不平等が根強く存在しているにもかかわらず、女性の人権の認識と促進に対する「バックラッシュ」が報告されていることに懸念を有する。委員会は、家父長制にもとづく態度や、日本の家庭・社会における男女の役割と責任に関する根強いステレオタイプが執拗に存在していることについて、女性の人権の行使及び享受を損なう恐れのあるものとして、引き続き懸念を表明する。委員会は、こうした根強いステレオタイプの存在が、とりわけメディアや教科書、教材に反映されており、これらのことすべてが教育に関する女性の伝統的な選択に影響を与え、家庭や家事の不平等な責任分担を助長し、その結果、労働市場における女性の不利な状況や、政治的・公的活動及び意思決定の地位における女性の参加の低さをもたらしていることに留意する。委員会は、さらに、ステレオタイプにもとづく態度が特にメディアに広がっており、ステレオタイプにもとづく男女の描写が頻繁に行われていることや、メディアにおいてポルノがますます横行していることを懸念する。過剰に性的な女性の描写は、女性を性的対象とみなす既存のステレオタイプを強化し、少女の低い自尊心の原因になっている。委員会は、公務員によるジェンダーにもとづく差別の言明や性差別的な発言が頻繁に起きていること、及び女性に対する言葉の暴力を防止し処罰する措置が取られていないことに懸念を表明する。

30. 委員会は、締約国が、意識向上・教育キャンペーンを通じて、男女の役割と責任についてのステレオタイプにもとづく態度を根絶するための努力をいっそう強化し、積極的で持続的な方策をとることを要請する。委員会は、締約国が、本条約第 5 条で要求されているように、女性と男性それぞれにふさわしいと考えられている役割や任務に関する文化の変革を推進するよう、マスメディアにはたらきかけることを勧告する。委員会は、締約国が、ジェンダー平等の問題について、すべての教育機関のあらゆるレベルでの教員やカウンセリングスタッフへの教育及び現職研修を強化するとともに、ステレオタイプを根絶するためにすべての教科書及び教材の改訂を速やかに完了するよう、もとめる。委員会は、政府職員が女性の品位を下げ、女性を差別する家父長制度を助長するような侮蔑発言をしないことを確保するために、言葉の暴力を犯罪とすることを含む方策をとるよう、締約国に強く要請する。委員会は、また、締約国が、メディアや広告におけるポルノや性的対象化とたたかう戦略を強化するとともに、次回定期報告にその実施結果を盛り込むことを強く要請する。委員会は、締約国が、自主規制の採用や実施の奨励などを通じて、メディアの作品や報道が性差別的でなく、少女や女性のポジティブなイメージを促進することを確保し、メディア界の経営者やその他の業界関係者の間でこうした問題に関する意識を高めるために積極的な措置をとるよう、強くもとめる。

女性に対する暴力

31. 委員会は、前回報告の提出後、女性に対する暴力及び性暴力とたたかうために締約国が行った様々な努力を歓迎する。この中には、保護命令制度を拡充し、相談支援センターの設置を地方公共団体に要請する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正が含まれる。委員会は、この法律が親密な関係におけるあらゆる形態の暴力を対象としていないこと、保護命令の申し立てから発令までの間に要する時間が被害者の生命をさらに危険にさらす恐れがあることに、引き続き懸念を有する。委員会はさらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力の被害にあった女性が告発したり保護をもとめる際に直面している障害について懸念する。特に、移民女性、マイノリティ女性及び社会的に弱い立場にあるグループに属する女性が、DVや性暴力被害を届けることができないような不安定な状況にあることを懸念する。委員会はまた、女性に対するあらゆる形態の暴力の横行に関する情報やデータの欠如に懸念を表明する。

32. 委員会は、女性の人権侵害として女性に対する暴力にとりくむこと、女性に対するあらゆる形態の暴力にとりくむうえで委員会の一般勧告第19号を完全に活用することを、締約国に要請する。DVを含むあらゆる暴力を容認しないという意識啓発の努力を強化するよう締約国に強く要請する。委員会は、女性に対する暴力に関するとりくみを強化すること、保護命令の発令を迅速化すること、暴力被害女性が相談できる24時間の無料ホットラインを開設するよう締約国に勧告する。委員会はまた、女性たちが告発したり保護や救済をもとめることができ、暴力や虐待を受ける関係に甘んじずにすむよう確保するため、移民女性及び社会的に弱い立場にあるグループに属する女性を含む女性たちに対し、質の高い支援サービスを提供するよう、締約国に勧告する。この観点から、締約国は、DV及び性暴力の通報を容易にするために必要な措置を取るべきである。委員会は、弱い立場にある女性たちを対象とする包括的な意識啓発プログラムを全国的に実施するよう締約国に勧告する。委員会は、公務員、特に警察官、裁判官、医療従事者、ソーシャル・ワーカーなどが、関連法規を熟知し、女性に対するあらゆる形態の暴力に敏感であり、被害者に適切な支援が提供できることを確保するよう要請する。委員会は、DVを含む女性に対するあらゆる形態の暴力の広がり、原因及び結果に関するデータを収集し、調査研究を実施するとともに、さらに包括的な方策やターゲットをしぼった介入のための基礎としてそのようなデータを活用することを締約国に強く要請する。委員会は、締約国が、次回報告に、統計データ及び取られた方策の成果を盛り込むようもとめる。

33. 委員会は、性暴力犯罪が刑法において、被害者の告訴によってのみ起訴されること、今なお道徳に反する犯罪とみなされていることを懸念する。強かんの刑事罰が軽いままであること、近親かんや婚姻内強かんが刑法上の犯罪として明示的に定義されていないことに、引き続き懸念を有する。

34. 委員会は、締約国が、被害者の告訴を訴追要件とする規定を刑法から削除すること、身体の安全及び一体性への女性の権利を侵害する犯罪として性暴力を定義すること、強かん罪の刑罰を引き上げること、近親かんを犯罪として規定することを締約国に強く要請する。

35. 委員会は、最長懲役期間を引き上げた「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正など、児童買春に対する法的措置を歓迎する一方、女性や少女に対する強かん、集団強かん、ストーカー行為や性的虐待を売り物にするポルノ的なビデオゲームや漫画の氾濫に反映されているような性暴力の常態化を懸念する。委員会は、これらのビデオゲームや漫画が、「児童買春・児童ポルノ禁止法」における児童ポルノの法的定義から外れていることに懸念を持って留意する。

36. 委員会は、女性・少女に対する性暴力を常態化させ促進させるような、女性に対する強かんや性暴力を描くビデオゲームや漫画の販売を禁止するよう、締約国に強力に要請する。委員会はまた、建設的対話において政府代表団が口頭で保証したように、「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正の中でこの問題を取り入れるよう、締約国に勧告する。

37. 委員会は、「慰安婦」の状況について締約国がいくつかの措置をとったことに留意するが、第二次世界大戦中に被害を受けた「慰安婦」の状況について、締約国が永続的な解決を見出していないことを遺憾とし、学校の教科書からこの問題に関する記述が削除されたことに懸念を表明する。

38. 委員会は、「慰安婦」の状況について、被害者への補償、加害者処罰、一般の人々に対するこれらの犯罪に関する教育を含む永続的な解決を見出す努力を緊急に行うよう、締約国に改めて勧告する。

人身売買及び買売春による搾取

39. 委員会は、「匿名通報モデル事業」の導入など、締約国が人身売買とたたかうために行った努力を歓迎する一方、女性・少女の人身売買が執拗に続いていること、買売春による搾取、人身売買の被害にあった女性の回復を目的とする方策の欠如に、引き続き懸念を有する。委員会は、興行ビザの交付が急激に減少していることに満足を持って留意する一方、研修・技能実習制度が強制労働及び性的搾取の目的のために利用されている可能性を示唆する報告に懸念を有する。委員会はさらに、「売春防止法」において、顧客は処罰されない一方、売春した者が起訴の対象となりうることについて懸念を有する。

40. 委員会は、人身売買の被害者を保護・支援するさらなる措置をとること、女性の経済状況を改善する努力を拡充し、搾取や人身売買の被害に対する女性の脆弱さを解消することによって、人身売買の根本的な原因に取り組むこと、そして、買売春による搾取や人身売買の被害者である女性・少女の回復および社会統合のための方策を講じるよう、締約国に要請する。委員会はまた、買春の需要を抑制することも含め、買売春による女性の搾取を抑止する適切な方策を講じるよう要請する。また、売春に従事していた者の社会への再統合を支援する方策を実施し、買売春による搾取の犠牲となった女性・少女のための回復・経済エンパワーメント・プログラムを提供するよう強く要請する。委員会は、締約国が研修・技能実習制度用の査証発給の厳密な監視を続けるよう、要請する。委員会は、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准するよう、締約国に要請する。

政治的・公的活動における平等な参加

41. 委員会は、政府、国会、地方議会、司法、学界、外交におけるハイレベルの地位に女性の割合が低いことを懸念する。委員会は、政治的・公的活動へのマイノリティ女性の参加に関する統計がないことに留意する。

42. 委員会は、締約国が、女性と男性の事実上の平等の実現を加速するために、特に本条約第4条1項及び委員会の一般勧告第25号にもとづく特別措置の実施を通じて、政治的・公的活動への女性の参加を拡大するための努力を強化するよう強く要請する。委員会は、締約国に、女性の政治的・公的機関への参加が人口の多様性を全面的に反映することを確保するよう、奨励する。委員会は、締約国が、次回の定期報告で、移民女性やマイノリティ女性を含む女性の政治的・公的活動、学界及び外交への参加に関するデータや情報を提供するよう、もとめる。委員会は、締約国に、特に本条約第7条、第8条、第10条、第11条、第12条及び第14条の実施の加速に関して、クォーター制、ベンチマーク（訳注：指標）、目標、インセンティブなど、一連の可能な方策の活用を検討するようもとめる。

教育

43. 委員会は、教育分野における女性の男性との平等な権利を確保するために実施された多くのイニシアティブに留意する一方、強い反対にもかかわらず、教育基本法が改正され、ジェンダー平等の推進に言及した第5条が削除されたことを懸念する。委員会は、また、女性が引き続き伝統的な学問分野に集中していること、及び学生としても、教員としても、特に教授レベルで、学界における女性の参加が低いことに懸念を持って留意する。

44. 委員会は、締約国が、教育分野における女性の完全な権利の保護という、本条約の下での締約国の義務が国内法に組み入れられるために、ジェンダー平等の推進を教育基本法

に再度取り入れることを真剣に検討するよう、勧告する。委員会はまた、締約国が、女兒や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や訓練を受けることを奨励する方を教育政策に盛り込むことを確保し、それによりより良い報酬を受けることができる経済部門での就職やキャリアの機会を広げるよう、強く要請する。委員会は、第 3 次男女共同参画基本計画において、大学・短大における女性教員の割合の達成目標を 20 パーセントから引き上げ、最終的にこれらの機関において男女比率が同等になるよう促進することを勧告する。

雇用

45. 委員会は、男女間の顕著な垂直・水平職業分離に反映されているような、労働市場における女性の不利な状況に引き続き懸念を有する。委員会は、特に、雇用機会均等法の行政指針における「雇用管理区分」が、使用者が女性を差別するコース別制度を取り入れる余地を与えうることに懸念を有する。委員会は、また、フルタイム労働者の時間当たり賃金の男女格差が 32.2 パーセントと非常に大きく、パートタイム労働者ではこれよりさらに大きいという状態が根強く続いていること、パートタイム労働者及び有期雇用労働者には女性が圧倒的に多いこと、及び妊娠・出産に伴う女性の違法解雇について懸念を有する。委員会は、また、現行労働法における不十分な保護や制裁に関し懸念を表明する。特に、委員会は、本条約及び ILO 第 100 号条約にもとづく同一労働及び同一価値労働に対する同一賃金の原則を確認する規定が労働基準法にないことに懸念を有する。委員会は、また、職場でセクシュアル・ハラスメントが広がっていること、及びセクシュアル・ハラスメントを防止できなかった企業名を公表する法制度はあるが、法律遵守を強いるために違反企業名を公表する以上の制裁措置はないことに懸念を表明する。委員会は、さらに、雇用問題における長期の裁判期間に懸念を有する。それは女性に受け入れられず、かつ、本条約第 2 条 (c) で規定されている法廷での救済を妨げるものである。

46. 委員会は、締約国に対し、本条約第 11 条の完全遵守を達成するために、労働市場における女性の男性との事実上の平等の実現を優先課題とすることを強く要請する。委員会は、締約国に対し、垂直・水平の男女職業分離をなくし、男女の賃金格差をなくすために本条約第 4 条 1 項及び委員会の一般勧告第 25 号にもとづく暫定的特別措置を含む具体的な措置を取ること、及び妊娠・出産の場合の女性への違法な解雇の慣行を防止する措置をとることを勧告する。委員会は、締約国が、効果的な実施及び監視メカニズムを創設し、訴訟の法的支援や迅速な処理など、救済手段への女性のアクセスを確保するために、公的・私的部門の両方で、セクシュアル・ハラスメントを含む雇用分野での女性に対する差別に対する制裁措置を確立することを奨励する。

家庭と職業生活の調和

47. 委員会は、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略その他の家庭と仕事の調和を向上させる施策等の締約国の法的・政策的努力を歓迎するが、家事や家庭の責任は今なお女性が主に担っていること、このことが男性の育児休業取得率が極めて低いことに反映されていること、及び家庭責任を果たすために女性がキャリアを中断したり、あるいはパートタイム労働に従事するという事実懸念を有する。

48. 委員会は、締約国が、特に育児・家事の適切な分担に関する男女のさらなる意識啓発及び教育イニシアティブと、パートタイム雇用のほとんどを女性が占めることがないようにすることによって、男女が家庭と職場の責任の両立を図るための支援に努めることを奨励する。委員会は、締約国が、異なった年齢層の子どもへの保育施設の提供と手頃な料金での利用を拡充すること、男性がもっと育児休業を利用するよう奨励することを強く要請する。

健康

49. 委員会は、日本における質の高い保健医療サービスを称賛する一方、近年、HIV/エイズを含む性感染症の日本女性への感染が拡大していることを懸念する。委員会はまた、十代の女兒や若い女性の人工妊娠中絶率が高いこと、また、人工妊娠中絶を選択する女性が刑法に基づく処罰の対象となり得ることを懸念する。委員会は、女性の精神的・心理的健康に関する情報についての報告が不十分であることを遺憾に思う。

50. 委員会は、思春期の男女を対象とした性の健康に関する教育を推進すること、及び妊娠中絶に関するものを含め、性の健康に関する情報やあらゆるサービスに対してすべての女性や女兒のアクセスを確保することを締約国に勧告する。委員会はまた、健康や保健医療サービス提供に関する性別データ、ならびにHIV/エイズを含む性感染症の女性への拡大と対策に関するさらなる情報やデータを、次回の報告に盛り込むよう締約国に要請する。委員会は、女性と健康に関する委員会の一般勧告第24号や「北京宣言及び行動綱領」に沿って、人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除するため、できる限り人工妊娠中絶を犯罪とする法令を改正するよう締約国に勧告する。委員会は、女性の精神的・心理的健康に関する情報を次回報告に盛り込むことを、締約国に要請する。

マイノリティ女性

51. 委員会は、社会全体及びコミュニティの双方において、ジェンダーや民族的出自にもとづく複合差別に苦しむ日本におけるマイノリティ女性の状況について情報や統計データが欠如していることを遺憾に思う。委員会はさらに、マイノリティ女性の権利推進を図るために、各マイノリティ・グループに対する政策的枠組を含む積極的な施策がないことを遺

憾に思う。

52. 委員会は、マイノリティ女性に対する差別を撤廃するため、政策的枠組の策定及び暫定的特別措置の導入を含む有効な措置を講じるよう締約国に強く要請する。委員会は、このためにこうした観点から、マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として任命することを締約国に強く要請する。委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報、特に教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害に関する情報を、次回の定期報告に盛り込むことをもとめた前回の要請(A/58/38、パラ366)を繰り返し表明する。この観点から、委員会は、アイヌ先住民族、被差別部落の人々、在日コリアン、沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査研究を実施するよう、締約国にもとめる。

社会的に弱い立場にあるグループの女性

53. 委員会は、農山漁村女性、シングル・マザー、障害のある女性、難民及び移民女性などの、特に雇用、健康管理、教育、社会福祉へのアクセスに関して複合的な形態の差別を受けやすい、社会的に弱い立場にあるグループの女性に関する情報や統計データが不十分であることを留意する。

54. 委員会は、本条約の対象となるすべての分野における社会的に弱い立場にあるグループの女性の実態の全体像、及び具体的なプログラムやその成果に関する情報を次回報告において提供するよう締約国に要請する。また、委員会は、社会的に弱い立場にあるグループの女性に特有のニーズに対応する、ジェンダーに配慮した政策やプログラムを導入するよう日本政府に要請する。

北京宣言及び行動綱領

55. 委員会は、本条約にもとづく締約国の義務を履行するにあたり、本条約の規定を補強する「北京宣言及び行動綱領」を引き続き活用し、次回定期報告にその情報を盛り込むよう、締約国に要請する。

ミレニアム開発目標

56. 委員会は、ミレニアム開発目標の達成には、本条約の完全かつ効果的な実施が不可欠であることを強調する。委員会は、ミレニアム開発目標達成をめざすあらゆるとりくみにおいて、ジェンダーの視点を取り込み、本条約の規定を明確に反映すること、及び次回定期報告にその情報を盛り込むことを、締約国に要請する。

その他の条約の批准

57. 委員会は、9つの主要な国際人権条約¹を国家が遵守することによって、生活のあらゆる面における女性の人権及び基本的な自由の享受が向上されることに留意する。従って、委員会は、まだ日本が締約国になっていない条約、すなわち、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」及び「障害者の権利に関する条約」の批准を検討するよう日本政府に奨励する。

周知普及

58. 委員会は、法律上及び事実上の女性の平等を保証するために講じられた措置、及びその関連で必要な今後の措置を、政府職員、政治家、国会議員、女性団体及び人権団体を含む一般の人々が認識できるよう、今回の総括所見を日本国内で広く周知させることを要請する。委員会は、本条約、本条約の選択議定書、委員会の一般勧告、北京宣言及び北京行動綱領並びに「女性2000年会議－21世紀に向けてのジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回国連特別総会の成果についての周知を、特に女性団体及び人権団体に対し強化するよう、締約国に要請する。

総括所見のフォローアップ

59. 委員会は、上記第18及び第28パラグラフに含まれる勧告の実施に関する書面での詳細な情報を、2年以内に提出するよう締約国に要請する。

次回報告の期日

60. 委員会は、本条約第18条にもとづき、今回の総括所見において表明された懸念事項に対して次回定期報告で回答することを締約国に要請する。委員会は、第7次・第8次定期報告を2014年7月に提出するよう締約国にもとめる。

¹ 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」、「障害者の権利に関する条約」